

# 利用日と利用時間

## 1. 休場日

当センターの開場日は、以下の年末年始の休場日を除いた日程となります。  
但し、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定める場合があります。

**展示室・会議室の休場日 12月29日から翌年1月3日まで(連続6日間)**

- 休場日のほかに全館の保守点検・修理・停電等により、施設の利用及び建物内への入場をお断りする日があります。
- 日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に定める休日に展示室の利用がない場合は、展示室及び会議室を休場日とする場合があります。

## 2. 開場時間

開場時間（催事の会期 来場者の入場時間）は、以下のとおりです。

**展示室・会議室の開場時間は、9時から21時まで**

- 展示室・会議室の利用が終了次第、21時前でも閉場、閉館となります。
- 展示室の「日中」（9時～17時の8時間）の利用で、開場時間（会期）を延長する場合は、1時間単位の「夜間料金」で21時まで利用できます。
- 開場時間外の利用については、次の「開場時間外の利用承認」に定める場合に限り、一定の延長利用ができます。
- 会議室の「午前」と「午後」の間の12時から13時と「午後」と「夜間」の間の17時から18時は利用できません。（連続での利用を除く）

## 3. 開場時間外の利用承認

展示室又は会議室の開場時間外の利用（以下「時間外利用」という。）を承認する事由及び時間は、原則として次のとおりです。時間外利用は、別途利用料金がかかります。

### 【時間外利用について】

- ①利用期間中の 7時～ 9時：展示品の搬出入や点検、整備、入替え、造作取付け等の場合で、展示室と併せての利用に限ります。
- ②会期最終日の17時～20時：原状回復作業（清掃等）や車両等による展示品の搬出 / 撤去による利用に限ります。

（会期最終日以外のこの時間帯の搬入・準備・入替え・設営作業は、「夜間料金」となります）

注）搬出 / 撤去中でも利用者のお客様が室内にいる場合は、開場時間（会期）とみなし、時間外利用は適用できません。（1時間ごとの「夜間料金」となります）

- ・展示室等の時間外利用を希望する場合は、予め「催物のあらましと利用内容」に記入し、事前の承認を受けてください。
- ・会議室の時間外利用（7時～9時のみ）については、展示室との併用に限って時間外利用ができます。
- ・会議室単独の利用申込みの場合、時間外利用はできません。
- ・20時以降は東京都環境確保条例第136条及び騒音に係る規制基準遵守のため、車両による1F、2F 荷扱場での搬出入作業はできません。